

《翻訳》

ゲルハルト・シュミット
「近代ザクセン国制史入門」(Ⅱ)

松 尾 展 成

目 次

訳者序言

第1章 1831年から1918年までのザクセンの中央行政

序論

第1節 1815年以後のザクセンと1830年以後の中央行政の改革 (23巻1号)

第2節 1831年から1866年までの中央行政 (本号)

第2節 1831年から1866年までの中央行政*

このような専門省に編成された中央行政の職務は、1831年から1918年まで現実にはどのように遂行されたか。ザクセンの1831年の政府は1830年の民衆運動の印象の下で任命された。他のドイツ諸地域でと同じくザクセンでもブルジョアジーは1830—31年には、民衆の革命的な力を組織して政治権力を闘い取るほど成熟しておらず、その能力もなかった。しかし、改革の社会的要求は自由派の改革者たちによって少なくとも部分的には充たされた。彼らはザクセンでも、貴族内部の進歩派と平民の知識人の代表者であって、フランス革命によって勝利した社会体制の優位性を認識しており、穏健な形態での

* Gerhard Schmidt, "Die Zentralverwaltung Sachsens von 1831 bis 1919", in: *Letopis*, B, Bd. 27, 1980, S. 29-42.

社会改革を支持していた。しかしながら、1830年代の比較的進歩的なこの傾向は、ザクセンの中央行政において長くは続かず、いわんや、さらに押し進められはしなかった。すでに三月前期に、そして、1849年以後は、むしろ反動派が勝利し、1918年までほとんど絶えることなく支配し続けた。このことはドイツ人の民衆にとってと同じく、ゾルブ人の民衆にとっても不利に作用した。もっとも、ザクセン政府は20世紀初頭までのプロイセン政府ほどにはゾルブ人を圧迫したり、ゲルマン化を迫ったりしたのではないけれども。

1831年12月1日に活動を開始した内閣は、当時の他のドイツ諸邦の大多数の政府より有能であり、進歩的であった。閣僚会議議長で、1834年までは内相でもあったベルンハルト・フォン・リンデナウ⁽⁷⁾は、多方面にわたる教養を身に付けた自由主義者であって、すでに1817年から26年までの期間にザクセン＝アルテンブルク〔公国〕で改革を実施し、同国の行政を主宰していた。彼は1827年に〔ドイツ〕連盟議会におけるザクセン政府代表、1828年に枢密顧問官、そして、1830年に官房大臣（Kabinettsminister^[63]）になった。1815年から48年までのほとんど全期間にわたって指導的な国家官職に就いており、約20年間も指導的な大臣であった彼は、1848年にはフランクフルトのドイツ国民議会の議員となった。リンデナウは当時最も進歩的な政治家であって、彼の自由主義的で親切な気質と、素朴で愛すべき行動によって彼以前および彼以後のザクセンのどの大臣よりも人望があった。彼と敬虔派の陸相フォン・ツェッチュヴィッツが自由派の指導者であった。ツェッチャウ、ユリウス・トゥラゴット・ヤーコプ・フォン・ケネリッツ、および、ハンス・ゲオルク・フォン・カルロヴィッツの3大臣はやや保守的であったが、大規模な変革を阻止したいと考えていたから、改革の必要性を認識するだけの賢明さは持っていた。そのために、彼らは30年代にはリンデナウと手堅く協同作業をした。ツェッチャウは当時のドイツで最も有能な行政官の1人であった。これまで分離していた財産の各部分を、一つの統一的な国有財産に統合すること、間接税の全面的で根本的な改革、および、地租（Grund-

steuer), 営業税 (Gewerbsteuer) と人税 (Personensteuer) を新しく合理的に確立することによって、彼はザクセンの財政制度を平均以上の好ましい状態にした。ツェッシャウは1834年のドイツ関税同盟の創設に大きく関与した。引退後の1848—49年には彼は二度もプロイセンの蔵相になるように勧められたが、それを二度とも拒んでザクセンに留まり、1851年から69年までは宮内大臣となった。法相フォン・ケネリッツも優秀な専門家であった。リンデナウ、カルロヴィッツ、ツェッチェヴィッツ、宗教大臣に予定されていたが、1831年に死んだ上級宗務委員会の長官 (Präsident) グルーナー博士^[63a]、影響力のある本省参事官ブロイアーとシャルシュミット^[63b]、および、2人の王子ないし国王フリードリヒ・アウグストとヨハンは、ゲーテ時代の古典的人文主義的教育の模範の代表者であったのに対して、ケネリッツとツェッシャウは、19世紀後半の指導的官吏に支配的に見られるような、明白な専門官吏であった。自由派に人望があり、1830年には革命的民衆運動のために任命された若い摂政、後の国王フリードリヒ・アウグスト二世 (1836—54年) は、75才の国王アントーン (1827—36年) と並んで政権を實際上すでに担当しており、内閣の改革路線を支持していた。

この内閣は30年代に国政のあらゆる分野で諸改革を実施し、これによってザクセンにおける封建制から資本主義への移行を開始させ、押し進めた。とくに重要な改革法は都市自治体法、農村自治体法、国家行政の改革、土地改革、営業における封建的束縛——例えば、ビール・製粉・同職組合における強制——の廃止ないし緩和、婦人・私生児・ユダヤ人の不利益の緩和、一層人道的な行刑、救貧・医療監視の規制強化、教育改革と軍制改革であった。これらの改革は、限界を持っていたが、当時の他のドイツ諸邦のそれをしばしば凌駕するものであった。

ザクセンでは200年以上にわたって平民の枢密顧問官あるいは大臣は1人もいなかったが、市民層は今や初めて、少なくとも理論的には、そして現実にも部分的には、国家の高級官吏に昇任する可能性を得た。中央政府におい

てはグルーナー博士の死後、本領警察委員会の部主任（Departementsdirektor）ミュラー博士が宗教大臣に任命された。それは、高位官職の任命の際には今後は貴族の家柄ばかりでなく、能力も決定的に重要であることを、公然と示すためであった。しかし、ミュラーはグルーナーほど商工業市民層の利益の強力な代弁者ではなかった。ミュラーの主宰する宗教省は、国民学校教育を拡充するための学校法を、1835年に公布した。この法律によればゾルブ人の地域でも、宗教教育を除けば、授業は原則としてドイツ語で行なわれねばならなかった。この規定は、ゾルブ人の大部分のゲルマン化に大きく寄与した⁽⁸⁾。この法律の起草者は、1831年まで長い間バウツェンのオーバーアムト統治局（Oberamtsregierung^[64]）に勤務して、ラウジッツの事情を十分に知っていた宗教省枢密宗教・教育参事官（Geheimer Kirchen- und Schulrat）G. L. シュルツェであった。

1836年にミュラーが死んだ後、彼の大臣職は旧貴族によって占められた。そこで、1848年まで平民の大臣はふたたび1人もいなくなった。貴族がその後にも最高級国家官職の任命の際に特権を持っていた事実は、大部分が平民の本省参事官と、中央および中級官庁における何人かの平民の長官（Präsident）・局長（Direktor）との影響力の向上によって、少しは緩和された。

リンデナウ政府の改革作業は大臣たちの緊密な協同作業によってのみ可能となった。数人の大臣は以前に大使として外国にいたことがあり、あるいは、その他の方法で外国との関係を持っていたので、彼らは、フランス、プロイセンや他のドイツ連盟諸邦ですでに実施された改革を、十分に知っていた。リンデナウの主宰する内閣の政治活動は、次の世代の人々が、「あらゆる基本問題についての全構成員の本質的な一致⁽⁹⁾」と言うほどに、統一的に実施された。しかし、実際には、自由主義的なリンデナウと彼の保守的な同僚ツェッシャウならびにケネリッツとの間には、最初から政治的対立があった。リンデナウは民衆運動に対する譲歩を原則的に支持していたが、ケネリッツは2人の王子に支持され、さらに、二大隣国の圧力の下で、次第に政

府の政策を厳しいものにしていった。しかしながら、穩健自由派貴族としてのリンデナウは、改革の必要性については長期にわたって原則的に彼と一致していた、彼の同僚たちと、さしあたり正面から対立はしなかった。政府は、諸特権を守ろうとする、邦議会内の反動派貴族の抵抗にしばしば抗して、改革を実施せねばならなかった。この抵抗のために、政府の提出した多くの改革法案が廃案となった。他方では、1836—37年の邦議会以後、勢力を強めた下院のブルジョア民主主義的勢力と、政府との対立が次第に激しくなった。この対立は、政府が諸外国に対して断固たる自由主義的態度を取ろうとしなかったドイツ問題について、まず生じた。内政上の対立はとりわけハノーヴァー国王の憲法違反に対するザクセンの態度についての、また、出版検閲制度についての、議論において高まった。検閲についてはザクセンにおけるその比較的寛容な取り扱いが、しばしば諸外国の政府の抗議を受けていたのである。ケネリッツとツェッシャウの2大臣は邦議会議員の中の反動派との関係を次第に強めてゆき、すでに実施された改革以上には、一步も出ようとはしなくなった。「『ここまで、それ以上は駄目だ』が、彼らの原則であるように見えた⁽¹⁰⁾」。そのために、リンデナウと彼の同僚との政見の相違が大きくなった。リンデナウが1834年に内相をカルロヴィッツに譲り、蔵相ツェッシャウが1835年に外相兼任となってから、ツェッシャウの影響力は次第に大きくなった。ツェッシャウは国王フリードリヒ・アウグスト二世にも信頼されるようになった。国王は1839年に〔閣僚会議〕議長としてのリンデナウの面前で、朕は貴下よりもツェッシャウの見解に従う、と述べた。穩便な妥協を図る自由派のリンデナウは、次第に離反してゆき、互いに争うようになった諸党派の間で、ついに持ちこたえられなくなり、1843年に辞任した。

他のドイツ諸邦でと同じくザクセンでも40年代には、次第に強くなっていく自由派および民主派の勢力と、封建的な支配階級との間の対立が激化した。「1830年から43年までのザクセンでは、国民の物質的な繁栄を促進し、そ

れによって民衆の政治的自意識を麻痺させる一種の家父長的絶対主義が、支配していた。しかし、民衆の政治的自意識がドイツの到るところでと同じく40年代に目覚めた時、ザクセンの王家もドイツのすべての王家と同じように荒々しい態度を見せた⁽¹¹⁾というメーリンクの見解は当たっている。こうして、閣僚会議議長としてのケネリッツは進歩派全体にとって、全力で打倒を目指すべき『反動の支柱』となった。政府の反動的路線は、1839年ないし40年に就任した陸相グスタフ・フォン・ノスティッツ＝ヴァルヴィッツと宗教大臣フォン・ヴィータースハイムによっても弱められず、内相フォン・ファルケンシュタイン（1844年就任）と法相アルベルト・フォン・カルロヴィッツ（1846年就任）によってさらに強められた。内閣は、次第に激しくなる自由主義的要求に、不信と不安の念をもって抵抗した。ケネリッツは、刑事裁判における公開・口頭主義と陪審制裁判所（Geschworenengericht）との導入という、しばしばなされた要求を拒否し、それによって下院多数派と激しく対立するようになった。彼とツェッシャウは個人的には彼らの政敵によっても評価されていたが、宗教・教育問題に精通していない経済専門家ヴィータースハイム、および、とくにファルケンシュタインは、彼らの担当する宗教省と内務省が、自由主義的・民主主義的要求と最もしばしば直接に衝突したために、進歩派勢力の側からの絶えざる、そして、激しい個人攻撃の対象となった。カルロヴィッツは上院の保守強硬派の領袖でもあって、30年代にはケネリッツが努力していた家産裁判権の廃止さえも、拒否した。国王フリードリヒ・アウグスト二世は前面に出ることはまったくなく、政治をもっぱら大臣たちに委ね、こうして、改革に反対する政府の姿勢を支持していた。この姿勢は、早くから工業化の進んだこの国では、とくに不運なものとなった。

1848年⁽¹²⁾のザクセンの民衆運動はライプツィヒから始まった。出版の自由と、フランクフルトの連盟議会に邦議会代表を送るようにザクセンが努力すること、とを求めた、ビーダーマン教授起草の穏健自由主義的要求は、政府

によって拒否された。その後ライプツィヒの民主派は自由派の同意の下にロベルト・ブルームに指導されて、大衆集会において内閣の退陣を要求した。まず3月5日に、とくに憎まれていた内相フォン・ファルケンシュタインが辞任した。3月7日の閣僚評議会において、議事録作成者たる本省参事官で、市民出身の穏健自由派カルル・フォン・ヴェーバーは、無数の請願書で述べられている、出版の自由と陪審制裁判所という要求を叶えること、そして、議会に基礎を置く〔ドイツ〕連盟基本法を支持すること、を提案した。この提案はこの時も大臣たちに認められなかった。政府はむしろ、大臣フォン・カルロヴィッツを派遣して、ライプツィヒの民衆運動を抑圧しようとした。この使命はまったく失敗した。3月13日に内閣は総辞職した。これは、政府官吏によってさえ、必要であり、「国家全体にとって善きこと⁽¹³⁾」である、と考えられていた。

国王は、近いうちに民主派のブルーム内閣が成立することのないように、自由派のブラウン内閣を任命した。〔閣僚会議〕議長で法相のブラウンは1847年に邦議会下院議長になっていた。彼は大臣としてはほとんど実力を示すことなく、数ヶ月もドレーズデンを離れていた。政府の政策を決定したのは、外相兼宗教大臣フォン・デア・プフォルテンであった。彼は以前はライプツィヒ大学の法学部教授および学長であり、後には1849年から66年までの間に故国バイエルンで指導的な大臣に二度就任した。内閣における大ブルジョアジーの代表者は蔵相のゲオルギーで、彼は工場主兼銀行家であった。1848年8月に陸相になったのは、フォン・ブットラル将軍で、彼は革命的諸事件の圧力の下で自由主義的要求に同意し、従来と反対に、兵士が公開の政治集会に、それが共和主義的なものであっても、出席し、結社に加わることを許した。民主派の強力な民衆運動を考慮して、国王は重要な内相職をオーバーレンダーに与えねばならなかった。彼は弁護士で、ツヴィッカウの市議会議長(Vorsitzender der Stadtverordneten)であり、1842年から邦議会の民主的反対派の有力者であったが、共和派ではなかった。

三月内閣は出版検閲制度を廃止し、結社と集会の権利を保証した。なお存続していた、騎士領の諸特権と教会保護権 (Patronatsrecht) が廃止され、陪審制裁判所 (Schwurgericht^[65]) が制定された。それ以上の改革も予告され、法案の起草が開始されたが、1849年5月までには完成しなかった。最も重要な改革は邦と自治体における従来の非民主的な選挙権の廃止であった。これは、急速に進行する工業発展のためにますます不公平なものとなっていたのである。邦議会下院に関しては21才以上の「自立した」男子に平等普通選挙権が、30才以上の男子に被選挙権が認められた。上院の選挙権についてはさらに土地所有が、被選挙権については年10ターラー以上の税負担が、条件とされた。自立した者とは都市では市民と、制限付きの市民権を持つ「寄留者」(Schutzverwandter) とであり、農村では土地所有者と「間借人」(Hausgenosse) とであり、さらに、すべての陸軍軍人もそうであったが、無産の賃労働者は含まれなかった。この選挙方式によって1848年12月の邦議会選挙では民主派が圧倒的多数を獲得した。下院では民主派66人、自由派7人と保守派2人が選出され、上院の勢力関係も同様であった。これによってザクセンは、全ドイツで当時としては最も進歩的な国民代表を持つことになった。その中にはゾルプ人協会の代表者が初めて、しかも3人も、含まれていた。

この邦議会は自由派の大臣たちと最初から鋭く対立した。民主派の上院議員でもあった大臣オーバーレンダーだけが、邦議会内の政治的同志と緊密に接触しており、多くの個別問題において他の大臣たちと政見を異にしていた。内部的一致にはなほだしく欠ける政府は、この選挙の後、辞任を申し出たが、国王の要請で留任した。当初は政府は巧妙な戦術によって民主的反対派との衝突を避けようと試みた。しかしながら、邦議会議員多数派と政府との間には、越えがたい政見の相異のあることが間もなく明らかになった。とくに両院は1849年2月に、フランクフルト国民議会の起草したブルジョア的な基本権を、無条件で承認し、それを〔ザクセンの〕法律として公布するこ

とを、要求した。5人の大臣の中の4人は、この基本権がドイツの首長を〔議会〕答責制の大統領(Präsident)としており、民主的な解決しか許さないとして、これを拒否した。彼らは基本権についてはドイツの全政府の同意が必要であるが、これは、プロイセンとオーストリアですでに反動が勝利しているので、実現しない、と考えた。他の大臣たちと異なって、オーバーレンダーは上院議員として基本権の公布に公然と賛成した。両院との、また、閣内での、この政見の対立のためにフォン・デア・プフォルテン／ブラウン内閣は1849年2月末に総辞職した。

革命から1年経っても邦議会は組閣に対して何の影響力も持っておらず、組閣は国王のみに委ねられていた。国王の助言者は王位継承者ヨハン、元蔵相兼外相ツェッシャウと本省参事官カルル・フォン・ヴェーバーであった。とくにボイストとエーレンシュタインの任命はツェッシャウとヴェーバーのせいである^{(14) [65a]}。〔国王〕フリードリヒ・アウグストは1849年2月24日に、一般に知られておらず、議会の経験もない、比較的若い専門官吏を、大臣に任命した。〔閣僚会議〕議長で法相兼宗教大臣となったヘルト博士、内相ヴァインリヒ博士と蔵相フォン・エーレンシュタインは中央官庁の参事官、外相フォン・ボイスト男爵はパリ、ミュンヘン、ロンドン、最後にベルリンの大使、そして、陸相ラーベンホルストはドイツ連盟議会におけるザクセン陸軍代表であった。これらの大臣は政見と性格においてさまざまであり、まとまっていなかった。ヘルトは議長として無能であり、その政見も揺れ動いた。エーレンシュタインとヴァインリヒは穏健自由派の財政・経済専門家であり、ヴァインリヒはザクセンの大ブルジョアジーと密接な関係を持っていた。しかし、この兩人には、自からの主義を精力的に主張する決意がなかった。この内閣で断固たる決意を持っている決定的な人物は、柔軟で有能な外交官ボイストであった。国王の信頼するこの保守主義者の任命は、すでに革命に対する政府の政策の転回を意味していた。これは陸相についても当てはまった。5年のうちに大尉から大佐に昇任したラーベンホルストは、精力的

で向こう見ずで、そして、しばしば粗野であり、不必要に他人の感情を傷つけたが、彼が前陸相ブットラルと交代したのは、国王の見るところでは、後者が両院に対して十分には対抗できなかったからである。ラーベンホルストの最初の一般命令は、「急進主義者たち」が打破しようとした軍隊の精神を、ザクセン陸軍にふたたび賦与する、という意図を表明したものであった。

新内閣はその第1回会議で基本権の公布を決定した。なぜなら、ドイツ問題で内閣に対する民主派と自由派の統一戦線ができれば、内閣は持ちこたえられない、と大臣たちは知っていたからである。むしろボイストは、自由派、民主派および共和派の間ですでに深刻になっていた、内政問題上の対立を利用しようとした。そのために内閣は、前内閣と同じように先延ばし戦術をもって邦議会に対抗しようとした。しかし、両院、とくにパウツェンの弁護士チルナーに指導される極左派との闘争は、すぐに始まった。闘争は、穏健自由主義的なドイツ国憲法の採択を邦議会が要求した1849年4月に、頂点に達した。ドイツ国憲法は3月末にフランクフルト国民議会によって可決されていた。ドイツ諸邦政府のうち28を下だらぬものが、1849年4月14日の共同覚書においてそれを無条件で承認した。その他にさらに3邦がそれに賛成していた。このドイツ国憲法に反対したのは、プロイセン、オーストリア、バイエルン、ハノーヴァー、ルクセンブルクとリヒテンシュタインの政府であった。ヴュルテンベルク国王ヴィルヘルムは世論と議会の圧力の下で4月24日にドイツ国憲法の承認を宣言せねばならなかった。バイエルン領プファルツでは、バイエルンのフォン・デア・プフォルテン政府がドイツ国憲法を拒否すると、5月1日に一揆が勃発し、一揆はプロイセンの介入によって6月初めによく鎮圧された。したがって、ザクセンの決定は非常に重要であった。ボイストはドイツ国憲法の採択を拒否した。国王とラーベンホルストが彼を支持した。その後、邦議会は5月1日以降について租税の承認を拒否し、国王は4月28日に邦議会を解散した。ヴァインリヒ、エーレンシュタインとヘルトの3大臣は、ドイツ国憲法の採択に賛成していたために、4月

30日に辞任した。内閣に残っているのは、ボイストとラーベンホルストだけであった。

国民の99%の意志に反している政府で、大臣になろうとする者を見つけることは、困難であった⁽¹⁵⁾。5月1日にボイストは新しい大臣を探したが、無駄であった。要請された多くの者から彼が受けたのは、謝絶であった。反動的な元法相フォン・カルロヴィッツさえも、国王の要請を拒否したのである。5月2日によろやく、1人だけが見つかった。平民で政治的には無色の行政官吏であるドレースデン控訴裁判所(Appellationsgericht⁽⁶⁶⁾)副長官のチンスキー博士が、法相となった。後の同意を取り付けるために、ボイストは彼に「閣僚会議」議長の職を委ねた。もちろん、内閣の真の中心人物はボイストであった。こうして、5月3日に武装蜂起が始まった時でも、内閣はまだ不完全なものであった。

蜂起より数時間前にボイストは、すでに4月に保証が与えられていたプロイセン軍の介入を、電信で要請していた⁽¹⁶⁾。ザクセンの王家と政府は単独では自己の地位を維持できなかったであろう。5月4日朝、3人の大臣は国王とともに、ドレースデンから南東に40キロメートル離れたケーニヒシュタイン要塞に逃がれた。蜂起の期間中に官吏が全員揃っていたのは、ただ一つ陸軍省だけであった。他の省の官吏は職場には出勤しないで自宅にいたか、あるいは、首都から逃亡していた。彼らのある者は不安げに成行きを見、ある者は自由派としてひそかに革命に好意的であったが、明らかに味方したり闘ったりすることはなかった。国王と3人の現職大臣は国民の圧倒的多数からばかりでなく、大多数の国家官吏からも孤立していた。ケーニヒシュタインへの逃亡の後、政府は実質上もはや存在しなくなった。

革命派はこの逃亡を統治権の放棄と見なし、その後、ドレースデン市庁舎を本拠とする臨時政府を、樹立した。その指導者は、これまで邦議会極左派の代弁者であった、バウツェンの弁護士チルナーであった。チルナーは1848年3月に友人たちとともに小ブルジョア民主主義的週刊新聞『新消息』

(Serbski Nowinkar) の編集を提案しており、これによってゾルブ人の民族運動を大いに発展させていた⁽¹⁷⁾。臨時政府の他の2人のメンバーは、すでに1836年から邦議会の急進左翼的反対派を代表していた、ザクセン西南部フォークトランツのアドルフの市長トットと、フライベルク特別管区長(Kreisamtmann^[67])として名高く、フランクフルト国民議会議員でもあったホイブナー、であった。彼らは、五月蜂起を準備していたロシアの革命家バクーニンと、密接な関係にあった。臨時政府はドイツ国憲法をただちに承認した。臨時政府の呼びかけに応じて、革命のために戦うために、武装した義勇兵たちが邦内各地からドレーズデンにやって来た。国王の大臣ポイストとラーベンホルストは5月5日の夜にドレーズデンに戻って来た。新市街区のエルベ川沿いにある防舎と兵舎に、軍隊が留まっていたからである。〔ザクセンにおける〕革命の挫折の主要な原因は、ザクセンの軍隊がバーデンのそれとは異なって民衆蜂起に加わらなかったことであった。5月5日にはプロイセンの数個大隊が到着し、ドレーズデン旧市街区と邦内の革命を鎮圧した。プロイセン軍の援助を得て、国王政府は5月9日によりやく確かな地歩を占めることができた。この日に臨時政府はドレーズデンを去らねばならなかったのである。チルナーとトットはスイスに逃がれることができた。それに対して、ホイブナーはバクーニンとともに捕らえられ、終身懲役刑を判決された後、1859年に恩赦を受けた。彼らの運命は、投獄され処罰されたか、あるいは、亡命せねばならなかった、数千人の革命参加者のそれを代表するものであった。

まだ蜂起が続いている5月6日に、内務省参事官の中で在職期間は最も短い、〔蜂起の期間中も〕彼の官庁ではただ1人の高級官吏として職務を続けていたフォン・フリーゼンが、内相としてポイスト／チンスキー政府にはいった。5月中旬に内務省の局長(Abteilungsdirktor) ベーアが蔵相に任命された。フリーゼンは有能な行政・財政専門家であったが、ベーアは業績と性格において最初から大臣職に向いておらず、年令を加えるにつれて、ます

ます理解力と実行力が衰えた。ボイストは外相の他に、この分野では何の経験も持っていなかったけれども、宗教大臣兼任となった⁽¹⁸⁾。

このようにしてついに欠員を補充した内閣は、ザクセンでも始まった反動期⁽¹⁹⁾に、革命の成果を暴力的に取り消していった。1849年5月にドレースデンとその周辺に布告された戒厳令は、1850年6月まで効力を持っていた。政府は広範な分野で反革命政策に移った。政府は民主派の祖国協会(Vaterlandsverein)を解散させた。1849年9月に政府は邦議会の新選挙を実施した。民主派の指導者たちが亡命したり逮捕されていたにもかかわらず、民主派は、わずかとはいえ、ふたたび多数派となった。間もなくこの「抵抗議会」において、とりわけ外交政策の分野で政府と反対派との激しい対立が生じた。すでに1849年にザクセン政府はボイストに促されてプロイセンとの同盟に背を向け、小邦の自立性を護ろうとしてオーストリアに頼るようになった。ザクセンの企業家ブルジョアジーは、彼らの経済的関係が主としてプロイセンのものであって、プロイセンとの友好関係に頼っていたので、この政策を拒否した。そのために邦議会が政府を攻撃すると、内閣は両院の解散を国主に決意させた。1850年6月3日の命令によって集会・結社の自由と出版の自由が廃止された。1848年11月15日の選挙法を無視して、1831年憲法に基づいた旧邦議会がふたたび召集された。この邦議会においては、ザクセンの社会・経済構造と著しく矛盾して、農業的・保守的勢力が完全に支配していた。

政府のこの憲法違反に対してライプツィヒ大学の多数の教授は抗議し、大学選出上院議員の選挙を憲法違反として拒否した。しかしながら、宗教大臣ボイストは選挙を実施すること、この「選挙」に際して反対(Renitenz)を無効(Abstinenz)として取り扱うこと、を命令した。そこで、議員は評議会の少数派によって選出された。しかし、4人の学部長はこの議員に対して全権を与えなかった。そのためにボイストは、この4人の学部長を含む21人の正教授について、評議員の資格を一時的に奪った。さらに、これらの教授の中

の3人、古典語学・ドイツ語学のハウプト、考古学のヤーンと法史学のモムゼンは完全に職を免ぜられた。これらの3人はいずれも、広く名を知られた、すぐれた学者であった。1850年のザクセン政府の憲法違反に対する、組織としてのライプツィヒ大学の抗議は、1837年の「ゲッティンゲンの7人」〔の教授〕の抵抗に匹敵するものであった。もちろん、それはドイツの世論ではそれほど注目されず、したがって、その効果も小さかった。

非合法的に召集されたこの邦議会は、政府の政策に従順に従った。邦議会は1848年11月15日の選挙法の廃止に事後的に同意し、いくつかの反動的な法律を承認した。すなわち、出版の自由を厳格に制限した出版法、教師に対する厳しい監督を定めた国民学校法、公安維持のための諸法律と、蜂起を阻止するための市民兵法^[68]である。ボイストは、革命に参加した教師51人を教職剝奪によって罰した。それに対して、ボイストの主宰する宗教省は、1848—49年の革命的民衆運動の印象の下でゾルブ人にいくらかの譲歩をした。〔オーバーラウジッツ〕地方身分制議会がバウツェンに設けていた師範学校の副校長で、ゾルブ語教師であったゾルブ人ヴェナクが、バウツェン県(KD)内のゾルブ人の教会と学校に対する総監督(Generalinspektor)に任命された。バウツェンの古典語学校では、すぐれたゾルブ人政治指導者で、新聞記者・著述家であったヤン・アルノシュト・スモラーが、週4時間に延長された選択科目としてのゾルブ語教育のために、任用された。しかし、政府は、「汎スラブ的」傾向は許さないことを、強調した。すでに1858—59年に、ファルケンシュタインの主宰する宗教省は、スモラーから講義を奪った。また、(ゾルブ語を話す)バウツェン県(KD)の次席聖界職参事官の任命が提案されたが、これも拒否された⁽²⁰⁾。

1849年に任命され、任命以前にはお互いにほとんど知らなかった大臣たちは、統一的な執務団体を成さなかった。フリーゼンは内閣の不統一性を弁護して、各大臣はその管轄内に、時間のかかる大きな任務を抱えていて、すべての時間と労力をそれに用いねばならず、そのために、全員の協議と議決は

稀にのみ、そして、最重要問題についてのみ可能であった、と述べている⁽²¹⁾。それに対して、ヴェーバーは次のように観察していた。「偶然が結び付けたこの内閣には、内的な拠り所がなかった」。「各大臣は単独で執務していて、他の大臣が苦境に陥ると喜ぶ⁽²²⁾」。これは70年代までそうであった。したがって、大臣たちは、しばしば全体に害を与えつつ、自分の個人的利益、および、権力と名望への個人的志向に重きを置いた。このことは、最も影響力のある、そして、非常に功名心のある大臣ボイストに、とりわけ当てはまった⁽²³⁾。老練なこの政治家は、ザクセンとその他のドイツ中小諸邦の政治的独立を維持するという目標に、彼の小さくない外交能力のすべてを向けたのである⁽²⁴⁾。

ドイツの両大国の対立が激化した時、ボイストはこの目標を、オーストリアへの明白な傾斜によって達成しようとした。1852年に大ブルジョア出身のオーストリアの商相ブルックはドイツ関税同盟の中でオーストリアの経済政策的優位を克ち取り、プロイセンの指導的地位を排除しようとした⁽²⁵⁾。ザクセンの工業家たちは、関税同盟を関税の統合によって拡大するという、ブルックの計画をさしあたりは支持した。なぜなら、その主要部分が輸出を志向しているザクセンの工業は、内部市場の拡大から利益を得ることができるからであった。しかし、関税連合をめぐる政治的対立が関税同盟の危機にまで発展し、関税同盟の崩壊の恐れが生じた時、ザクセンのブルジョアジーは関税同盟の維持を擁護した。ザクセン、とくにライプツィヒをプロイセンとその他の関税同盟諸邦に結び付けている経済関係は、過去においてその絶対的禁止の制度によって孤立してきたハプスブルク帝国との関係より、はるかに強かったのである。ザクセンの大ブルジョアジーは邦議会においても商業・営業会議所によっても政府の経済政策に影響を与えることができず、これを間接的な経路でなさねばならなかった。政府内における彼らの仲介者は、枢密行政参事官(Geheimer Regierungsrat)で内務省局長のヴァインリヒであって、彼はフランクフルト憲法の拒否に抗議して1849年に内相を辞任

していた。彼はザクセンの経済政策の最もすぐれた専門家であったばかりでなく、その真の指導者でもあった。なぜなら、内相フリーゼンは彼に広範な行動の自由を与えていたからである。ヴァインリヒの了解の下でフリーゼンは閣僚会議において、プロイセンとの関税同盟に無条件に留まること、そして、第2に、オーストリアによってそれを拡大すること、を主張した。平民の大臣ペーアとチンスキーがフリーゼンを支持した。それに対してボイストは1852年秋のミュンヘン会議において閣僚会議の多数派の仲介的態度を無視し、関税政策に関してオーストリアへの傾斜を強め、それによって、関税同盟の崩壊の危機が差し迫ったものとなった。フリーゼンとペーアは、関税同盟議会に代表を送らないとのボイストの意見が、国王に認められる場合には、辞任することを申し合わせた。これが現実のものとなった時、フリーゼンは共同の辞任願いを起草して、署名するようペーアに送った。しかし、ペーアは署名せず、大臣として留まった。そこでフリーゼンだけが辞任した。今やボイストは内相〔兼任〕となった^[68a]。そして、彼は、内務省を反動的に運営したために1848年3月に当時の大臣の中で最初に退任を余儀なくされたファルケンシュタインを、宗教大臣にした。驚くべきことに、関税同盟の危機は、〔普墺〕両大国が国際情勢の変化のために、（とりわけオリエントの危機とナポレオン三世の皇帝〔即位〕宣言のために、）ドイツの中小諸邦の頭越しに和解したことによって、克服された。

ボイストとフリーゼンの間には内政に関しても、とりわけ行政組織の改革について深刻な不一致があった。有能な専門家フリーゼンとチンスキーは、彼らの基本的には保守的な態度にもかかわらず、政府は、50年代のザクセンでとくに激しかった資本主義の発展に、対処せねばならないこと、当時としては高度に発達したこの工業国を、力と警察の方式のみによって長期にわたって統治することはできないこと、そのために改革が実施されねばならないこと、を認識していた。1850年にフリーゼンは、1831年の早期的憲法を改正し、1849年のドイツ人の基本権の一部を、もちろん、きわめて穩健な形態

においてではあるが、ザクセンの国法に受け入れようとする法案を、さらに、騎士農場の特別代表を含まず、議員を都市代表と農村代表だけに区分する最終的選挙法案を、邦議会に提出した⁽²⁶⁾。しかし、その多数派が政府より反動的な傾向を持っていた両院は、これらの法案を否決した。下級行政・司法官庁の改革のためにフリーゼンとチンスキーが提出した計画は、ボイストはそれに最初から賛成していなかったが、フリーゼンの辞任後、部分的にだけ実施された。すでに1830年からリンデナウとケネリッツが求めていた家産裁判権の廃止は、邦議会における騎士農場所有者の依然として激しい抵抗を抑えて、実施され、1856年に実現した。しかし、同時に意図されていた、司法と行政の分離は、すでに内閣においてボイストの反対のために失敗した。ボイストは、フリーゼンの辞任以後はラーベンホルストとファルンケンシュタインに支持されて、大きく分裂した閣僚会議において、平民の専門家チンスキーとベアーを無条件に支配していた。

チンスキーの主宰する司法分野においてだけは、改革が行なわれた。市民層によって40年代以来強く要求されてきた裁判手続きにおける公開性と口頭方式が、1856年の刑事訴訟法によって導入された。1856年には新しい刑法典も、また、1863年には数十年前から準備されていたザクセン民法典が、公布された。これらの法典の準備作業には新国王ヨハン⁽²⁷⁾ (1854—73年)も大いにかかわっていた。〔国王〕フリードリヒ・アウグスト二世は1849年以後は、以前より以上に彼の大臣たちの背後に隠れるようになったが、彼の弟ヨハンは政府に対する影響力を強めた。ヨハンは立法と財政に非常に詳しく、上院議員として上院の諸委員会 (Ausschuß) で長い間活動していた。多方面にわたる教養を身に付けた学者であり、ダンテの神曲をイタリア語からドイツ語に訳しもした彼は、生活態度において相当に市民化しており、軍事的な功名心も持っていなかった。しかしながら、保守的で、厳格なカトリック教徒であったヨハンは、1845年のライプツィヒの蜂起^[69]の時の行動以後、人気がなかった。彼は、国王の威厳という感情の下で、硬直的に自己を抑制し、国民

を臣民と見なしていた。この国王は前国王と異なって、旅行および専門家との対話によって、差し迫っている諸問題について可能なかぎり正確な知識を身に付けようと常に努めていた。そのために人々は、彼が即位してボイストの影響力が著しく制限されることを、期待していた⁽²⁸⁾。しかし、勤勉で柔軟なボイストは、批判的、良心的で誠実な国王の信頼を得る術を、心得ていた。それはとりわけ重要であった。なぜなら、大臣はその後も国王だけを支柱としていたからである。ボイストは邦議会〔の影響力〕をほとんど完全に排除してしまった。1859年にドイツ国民協会（der Deutsche Nationalverein）が創設された後に初めて、自由派はボイスト体制に対する弱々しい抵抗勢力となった。

法相チンスキーが1858年に突然に死ぬと、ボイストは公式上も閣僚会議議長となった。もちろん、ボイストの反対者フリーゼンも蔵相として入閣した。それまでの蔵相ベアーは、こまごました気遣いから、また、邦財政に関するはなはだしい無知のために、国家の支出を大きく削減し、とくに官吏の給与を引き下げようとした。そのために彼は他の大臣たちと激しく対立していた。しかし、フリーゼンは徹底的な調査の後に、毎年税収は増加するので、財政支出も同様に増加させることができるし、それを引き下げる必要がないということを確認した。ベアーは、チンスキーによって改革された法務省を管轄することになった。

工業化の進展とともにボイストは内務省の分野で、いくつかの限定的な改革を実施せねばならなかった。下院における商工業身分代表の数は1861年に5人から10人に引き上げられた。しかし、これは、これらの経済部門が持つ現実的意義に、照応するものでは決してなかった。同じ年に、プロイセンではすでに1845年に実現していた営業の自由が、制定された。商業・営業会議所も設立された。土地貴族の狩猟権は、この権利の享受者の激しい抵抗の下で巨額の補償と引き換えに償却された。さらにボイストも内務省の経済専門家たち（商工業についてヴァインリヒ博士⁽²⁹⁾、農業についてロイニク博

士⁽³⁰⁾に大幅な活動の自由を許さねばならなかった。ヴァインリヒは技術教育制度を振興し、統計局 (Statistisches Büro^[70]1850年) および、技術事項・特許権事項における専門審議会としての技術委員会 (Technische Deputation 1863年) の創設に決定的に関与し、ザクセンを国際工業博覧会に参加させた。ロイニクは諸農業協会 (landwirtschaftlicher Verein^[71]) の協力の下に科学研究の成果を農業にとって利用できるようにした。同時に大蔵省は鉱業、エルベ川航行、および、同省が40年代からその建設に関与していた鉄道、の奨励に努めた。1868年一般鉱業法は金属鉱業と炭坑業に関するすべての法的規定を初めて総括した。エルベ川関税は1863年に大幅に引き下げられ、エルベ川上流では廃止された。

1830年以後リンデナウとその政府は、内政改革に没頭するために、外交政策では自制していた。ボイストはそれに対して、彼の主たる活動分野を外交政策に求め、小邦の弱体な力にまったくふさわしくない過度の活動をこの分野で展開した。彼は、全ドイツの進歩的勢力のすべてがすでに拒否していたドイツ連盟に、固執した。そこで彼は、オーストリアとプロイセンの両大国と並んでドイツ中小諸邦の第三の力を打ち立てるという、最初から無駄な試みをした。しかし、これら諸邦は弱体であり、相互に決して協調的ではなかった。バイエルンとザクセンはこれら諸邦の指導勢力となろうとして、お互いに張り合っていたからである。ボイストのこの政策は1866年のプロイセンの大国構想によってばかりでなく、むしろ封建的時代錯誤によって失敗した。ドイツの経済的発展段階は国家的分裂による阻害からの解放を求めているからである。

1866年の両大国の戦争に際してザクセンは最初は中立を守ろうとした。しかし、オーストリアもプロイセンもザクセンの中立を許さなかった。ザクセンがオーストリアに与した時、国王ヨハンは周到にも邦統治委員会 (Landeskommission) を任命した。この委員会は、ザクセン軍の退却後、国王、ボイストおよびラーベンホルストの不在中に内閣の一断片として邦行政を司る

べきであった。73才になる法相ペーアは最後の数年には体力が落ち、判断力も鈍っており、大臣として適任ではなかったので、ドレーズデンに残る大臣たちの最長老としての彼に、邦統治委員会の議長を委ねることはできなかった。数回に及ぶ勸告の後に初めて、彼は退任願いを提出した。彼の後任にはドレーズデン控訴裁判所長官のシュナイダー博士がなった。邦統治委員会のメンバーとなったのは、大臣ファルケンシュタイン、フリーゼンとシュナイダーの他に陸軍中将フォン・エンゲルであった。この委員会はプロイセンの占領軍によっても承認され、その監視の下で邦行政を1866年の6月から9月まで司った。

降服の後、国王ヨハンは、その領土がすべてプロイセンによって併合されてしまったハノーヴァー国王、ヘッセン選帝侯、ナッサウ公爵および帝国自由都市フランクフルトの運命から、辛うじて免かれることができた。しかし、ザクセン王家はその権限の著しい制限を甘受せねばならなかった。この邦の対外関係と国内関係はそれ以来プロイセンによって大幅に規定された。それとともにザクセンの政治的独立は終りを迎え、その中央政府の権限ははなはだしく縮小した。

(注)

- (7) 1831年から1918年までのザクセンの国王と大臣については B. Spuler (Bearb.), *Regenten und Regierungen der Welt, Teil II, Bd. 3, Neuere Zeit 1492-1918*, 2. Aufl., Würzburg 1962, S. 369-376; *Neue Deutsche Biographie* (NDB), hrsg. von der Historischen Kommission bei der Bayerischen Akademie der Wissenschaften, Bd. 1 ff., Berlin 1953 ff.; *Allgemeine Deutsche Biographie* (ADB), hrsg. von der Historischen Kommission bei der Königlichen Bayerischen Akademie der Wissenschaften, 56 Bde., Leipzig 1875-1912 のほぼ完全な一覧表を参照。そこに出ている伝記的論文と引用されている文献は、以下では一般に挙げられない。1831年からドイツ帝国建設後までの大臣については前注(2)の文献の他に、E. R. Huber, *Deutsche Verfassungsgeschichte seit 1789*, Bd. 2-4, Stuttgart 1960, 1963, 1969を、さらに、以下の回想録と日記 F. F. Graf von Beust, *Aus drei Vierteljahrhunderten. Erinnerungen und Aufzeichnungen*,

- Bd.1, Stuttgart 1887; F.Freiherr von Friesen, *Erinnerungen aus meinem Leben*, Bd.1-2, Dresden 1880; Bd.3, Dresden 1910; Staatsarchiv Dresden, Nachlaß K.von Weber, Tagebücher, Bd.1-6 を参照。〔本論文では、〕従来まったく注目されなかった労働者新聞の叙述が、とくに利用された。さらに、H.Kretzschmar, "Das sächsische Königtum im 19. Jahrhundert. Ein Beitrag zur Typologie der Monarchie in Deutschland", in: *Historische Zeitschrift*, Bd.170 (1950), S.457-493 を参照。著者がすでに詳述した、ザクセンの三月前期の中央行政(注(3)参照)は、ここでは1848年から1918年までのそれより簡略に記述される。
- (8) J.Solta/H.Zwahr, *Geschichte* …, Bd.2, S.88 f.を参照。
- (9) C.D.von Witzleben, *Heinrich Anton von Zeschau. Sein Leben und öffentliches Wirken*, Leipzig 1874, S.35.これを批判する H.Schlechte, "Die sächsischen Unruhen des Jahres 1830 und das Ministerium Lindenau" (ついに刊行されるに至らなかった *Neues Archiv für Sächsische Geschichte*, Bd.64 [1943] のための校正刷) を参照。
- (10) P.A.Merbach, "Aus dem Leben eines sächsischen Staatsbeamten in der ersten Hälfte des 19. Jahrhunderts (Johann Daniel Merbach, 1777-1861, nach seiner handschriftlichen Selbstbiographie)", in: *Neues Archiv für Sächsische Geschichte*, Bd.36 (1915), S.109.
- (11) F.Mehring, *Zur deutschen Geschichte von der Revolution 1848/49 bis zum Ende des 19. Jahrhunderts. Gesammelte Schriften*, Bd.7, Berlin 1965, S.121.
- (12) 1848—49年の革命期のザクセンの中央行政については R.Weber, *Die Revolution* …; H.Rumpler, *Die deutsche Politik des Freiherrn von Beust 1848-1850. Zur Problematik mittelstaatlicher Reformpolitik im Zeitalter der Paulskirche*, Wien/Köln/Graz 1972を参照。重要な史料は Staatsarchiv Dresden, Nachlaß K.von Weber, Tagebücher, Bd.2; H.Kretzschmar/H.Schlechte (Hrsg.), *Französische und sächsische Gesandtschaftsberichte aus Dresden und Paris 1848-1849*, Berlin 1956, さらに、前注(7)のボイストとフリーゼンの回想録である。
- (13) Staatsarchiv Dresden, Nachlaß K.von Weber, Tagebücher, Bd.2, 1848年3月13日。
- (14) Ebd., 1848年3月13日; H.Rumpler, *Die deutsche Politik* …, S.59, 77; H.Kretzschmar (Hrsg.), *Lebenserinnerungen des Königs Johann von Sachsen*, Göttingen 1958, S.214. ヨハンは書いている。「ある日のこと、国民代表は、大臣の交替が行なわれたことに驚かされた。国民代表はびっくりし、不機嫌な顔をした」。
- (15) Staatsarchiv Dresden, Nachlaß K.von Weber, Tagebücher, Bd.2, 1849年5月2日。
- (16) R.Weber, *Die Revolution* …, S.331 f.; F.Graf von Beust, *Aus drei*

- Vierteljahrhunderten*, Bd. 1, S. 63.
- (17) J. Solta/H. Zwahr, *Geschichte* …, Bd. 2, S. 116.
- (18) Staatsarchiv Dresden Nachlaß K. von Weber, Tagebücher, Bd. 2, 1849年 6月 13日。「ボイストは、大變ぼんやりとしているとしても、内閣の首領である。ペーアは能無しで、チンスキーは政治家ではない」。——1849年 8月 29日。「さらに彼（ボイスト）はまったくひどい宗教大臣である。なぜなら、彼はこの分野について何一つ分かっていないからである」。
- (19) H. G. Holldack, *Untersuchungen zur Geschichte der Reaktion in Sachsen 1849–1855*, Berlin 1931; W. Löschnburg, “Der Widerstand der Universität Leipzig gegen die Reaktivierung der alten Stände in Sachsen im Jahre 1850”, in: *Karl-Marx-Universität Leipzig 1409–1959*, Bd. 1, Leipzig 1959, S. 312–327 を参照。
- (20) J. Solta/H. Zwahr, *Geschichte* …, Bd. 2, S. 137 f., 147 (文献を含む.)。
- (21) R. Freiherr von Friesen, *Erinnerungen* …, Bd. 1, S. 180.
- (22) Staatsarchiv Dresden, Nachlaß K. von Weber, Tagebücher, Bd. 2, 1849年 8月 29日; Bd. 3, 1853年 6月 7日。
- (23) Ebd., Bd. 3, 1853年 6月 7日。「ヴァインリヒは、ボイストが非常に軽率に事を運ぶ、と訴えた。警察とわずかの宗教(むしろ牧師の偽善)でもってすべてをなしうる、と彼は信じており、国民の物質的利益を奨励し、無用の支出を避け、政府を安上がりにするための配慮は、彼にはまったくない、と。——実際、彼はいつもその日暮らしをするだけで、困難と不都合を決定的に解決することはせず、常に外交的にそれを避けるだけである」。ボイストに対するヴェーバーのこの批判的評価は、両人が若い時からの友人であり、ボイスト自身がヴェーバーを、「自分の人生で最も誠実な友人であった」(F. Graf von Beust, *Aus drei Vierteljahrhunderten*, Bd. 1, S. 15) と公言しているだけに、注目すべきものである。
- (24) R. Zeise, “Zur Rolle …”, S. 244.
- (25) 関税同盟の危機については R. Zeise, “Zur Rolle …”, S. 233–270 を参照。
- (26) E. R. Huber, *Deutsche Verfassungsgeschichte*, Bd. 3, S. 207 f.; R. Kötzschke/H. Kretzschmar, *Sächsische Geschichte*, Bd. 2, S. 174 f. を参照。
- (27) H. Kretzschmar, *Die Zeit König Johanns von Sachsen 1854–1873. Mit Briefen und Dokumenten. Berichte über die Verhandlungen der Sächsischen Akademie der Wissenschaften zu Leipzig*, Phil.-hist. Klasse, Bd. 105, H. 4, Berlin 1960 (文献を含む.) を参照。
- (28) Staatsarchiv Dresden, Nachlaß K. von Weber, Tagebücher, Bd. 3, 1854年 8月 9日。「ボイストの立場は大きく変わり、彼の影響力は小さくなるであろう。なぜなら、ヨハンは〔前国王より〕はるかに統治に関心を持ち、最大限に統治しようとする現大臣の影響力に、動かされないであろうからである。チンスキーの株は非常に高くなった。刑法典制定のための邦議会委員会 (ständische Deputation) の報告者であったヨハンは、新しい草案が大變気に入っていたからである」。1854年 8

月13日。「ポイストの今後の地位はまったく別のものになるであろう。彼に対してしばしば言われる小型のブリュール(18世紀のザクセンで全権を持っていた総理大臣)は、駄目である」。

(29) K. Bräuer, "Albert Christian Weinlig", in: *Sächsische Lebensbilder*, Bd. 3, Leipzig 1941, S. 363-421 (文献を含む.)。

(30) Schöne, "Theodor Reuning", in: *Sächsische Lebensbilder*, Bd. 1, Dresden 1930, S. 333-344.